

令和5年度基金シート				【共管】	(内閣府)		
基金の名称	革新的研究開発推進基金		担当部署	科学技術・イノベーション推進事務局			
基金事業の名称	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業		担当課室	日本医療研究開発機構担当室			
基金の造成法人等の名称	国立研究開発法人日本医療研究開発機構		作成責任者	企画官 野坂 佳伸			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	<ul style="list-style-type: none"> 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第17条の2第2項 革新的研究開発推進基金設置規程 規程第8号 		共管府省庁名・基金シート番号	厚生労働省6-3 文部科学省4-3 経済産業省25-3			
関係する計画・通知等	<ul style="list-style-type: none"> 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) 統合イノベーション戦略2022(令和4年6月3日閣議決定) 健康・医療戦略(令和2年3月27日第2期閣議決定) 医療分野研究開発推進計画(令和2年3月27日第2期健康・医療戦略推進本部決定) ワクチン開発・生産体制強化戦略(令和3年6月1日閣議決定) 						
事業の目的	重点感染症に対して、感染症有事にいち早く、安全で有効な、国際的に貢献できるワクチンを国内外に届けることを目指して、戦略的なファンディングを行う。						
現状・課題 (5程度以内)	ワクチン開発に対する戦略的なファンディングを実現するため、豊富な目利き経験と人的ネットワークを有する「プロボスト」を中心とした体制を構築し、国内外のワクチンの開発状況などの情報を継続的に収集・分析した。この新たな体制の下、常にアップデートされた最新情報を踏まえ、ワクチン開発の公募に対する提案内容を評価し、専門的知見等に基づき、SGARDAで開発を支援すべき課題を決定した。これまでにワクチン開発として6課題、ワクチン開発に資する新規モダリティ研究開発として5課題を採択し、研究支援を開始した。また、ワクチン開発経験のない異分野から革新的な研究提案を呼び込むため、公募の仕組みを見直し新たな応募枠を設定した。全体を俯瞰し、関連の取組と整合が取れた事業推進の観点から、関係省庁の責任者やプラグシップ拠点長などで組織した戦略推進委員会を設置し、情報共有・意見交換を実施した。						
事業概要 (5程度以内)	<p>(1) <input checked="" type="checkbox"/> 取崩し型 <input type="checkbox"/> 回転型 <input type="checkbox"/> 保有型 <input type="checkbox"/> 運用型 <input type="checkbox"/> その他</p> <p>(2) <input checked="" type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 債務保証 <input type="checkbox"/> 利子助成・補給 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 補てん <input type="checkbox"/> 出資 <input type="checkbox"/> 調査等 <input checked="" type="checkbox"/> その他</p> <p>「ワクチン開発・生産体制強化戦略」においても課題とされていたワクチン開発への戦略的な研究費配分体制について強化するため、(1)平時には長期的・安定的に、産学官・臨床現場の連携による総合的な研究開発推進体制により、戦略的に支援する。研究開発支援は、長期的視点で国際的に貢献することを念頭にし、①感染症ワクチンの開発、②ワクチン開発に資する新規モダリティ(創薬手法)の研究開発、の2本柱を行う。また、(2)感染症有事には、平時のファンディングを通じて得られた最新の知見・技術やエビデンスを集積し、迅速・機動的なファンディングが必要となるワクチンの早期実用化を目指す。</p>						
事業概要URL	https://www.amed.go.jp/program/list/21/02/001.html https://www.amed.go.jp/content/000111190.pdf						
基金事業のこれまでの取組とその成果	ワクチン・新規モダリティの研究開発を推進する体制を整備の上、国内外における関連分野の研究開発状況を把握・分析し、戦略的な資金配分等を行った。(令和4年度採択研究課題数13)						
基金方式の必要性	基金事業の類型 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> ①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業 <input type="checkbox"/> ②資金の回収を見込んで貸付等を行う事業 <input type="checkbox"/> ③事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの <input checked="" type="checkbox"/> ④その他			左記に該当する理由(④の場合、基金によらざるを得ない理由)		
	法律に根拠を有する場合、該当条項	<input checked="" type="checkbox"/> 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第27条の2 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの(次条第一項において「資金配分機関」という。)は、独立行政法人通則法第一節第一項に規定する個別法(第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。)の定めるところにより、特定公募型研究開発業務(公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。)に要する費用に充てるための基金(以下単に「基金」という。)を設けることができる。 一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で重要なもの 二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、彈力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの 2・3 (略) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第17条の2 機構は、主務大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十六条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金(以下この条及び次条において「基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。 2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。 3 機構は、第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。					
基金の造成の経緯	基金造成年度	令和3年度	当初・補正・予備費等 会計区分	補正(第1号) 一般会計	国費額 (単位:百万円)	150,400	
	資金交付の形態	直接交付	原資となった資金の名称 (歳出予算項・目)	(項)科学技術・イノベーション政策費(目) 革新的研究開発推進基金補助金	補助金適正化法 適用の有無	有	
	追加年度	令和4年度	当初・補正・予備費等 会計区分	当初 一般会計	国費額 (単位:百万円)	326	
		令和5年度	当初・補正・予備費等 会計区分	当初 一般会計	国費額 (単位:百万円)	326	
関連するレジュメシート	作成年度	令和5年度	事業名	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業	事業番号	2023-府-22-0178	
国庫返納の経緯 ①	年度					国庫返納額 (単位:百万円)	-
	理由						
終了予定時期	【基金事業の終了予定時期】 令和9年3月末						
	【基金事業の終了予定時期を設定していない理由】 <終期を設定していない理由を選択>						
	【基金事業の新規申請受付終了時期】 未定						

	<p>【基金事業の新規申請受付終了時期を設定していない理由】 平時には長期的・安定的に、産学官・臨床現場の連携による総合的な研究開発推進体制により戦略的に支援し、感染症有事には、平時のファンディングを通じて得られた最新の知見・技術やエビデンスを集積し、迅速・機動的なファンディングを行うため、現時点では未定。</p>									
補助金適正化法 施行令第4条第2 項各号で定める 事項	<p>革新的研究開発推進基金補助金交付要綱 (交付の条件) 第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 六 事業により造成される基金は、国からの補助金を財源としていることに鑑み、その活用にあたっては、次に掲げる事項に対応しなければならない。 イ 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。 ロ 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。)第27条の2第2項に基づき、基金に充てるものとする。 ハ 基金の廃止後においても、機構が基金により研究開発事業に係る経費を配分した機関からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。 ニ 業務の経理について、当該業務以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後5年間保管しなければならない。 ホ 機構は、科技イノベ活性化法第27条の3第1項の規定に基づき、毎事業年度、次の事項を記載した当該業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。 (1) 基金の額(年度末残高及び国費相当額) (2) 業務に係る収入・支出及びその内訳(今後の見込みを含む) (3) 研究開発事業の実施決定件数・実施決定額 (4) 保有割合 (5) 保有割合の算定根拠 (6) 研究開発事業の目標に対する達成度 ヘ 取崩し見込みがないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、大臣は、基金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる。 ト 基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残高額を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。</p>									
活動内容① (アクティビティ)	独自の情報収集・分析機能を活用した複数の重点感染症のワクチン、新規モダリティの研究開発の推進									
↓										
活動目標及び 活動実績① (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
	国内外における関連分野の研究開発状況を把握・分析し、戦略的な資金配分等を行う。	研究開発課題の採択	活動実績	件	-	-	13	-	-	
			当初見込み	件	-	-	10	15	-	
成果目標①-1 の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	新型コロナウイルスワクチンの開発においては米国等諸外国に遅れをとったため、今後の脅威に備え、コロナウイルスを含む感染症(重点感染症)に対するワクチンを開発することは医療に関わる経済安全保障の観点からも重要と考えられ、ワクチンの開発状況をアウトカムとして設定した。									
	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 7 年度		

成果目標及び 成果実績①-1 (短期アウトカム)	開発予定ワクチンの安全性を 確認する。	感染症ワクチンの非臨床安 全性試験実施数	成果実績	件	-	-	-	-	
			目標値	件	-	-	-	5	
			達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び 目標値の根拠 として用いた 統計・データ名 (出典)/定性的な アウトカムに關 する成果実績									
↓ 成果目標①- 2の設定理由 (短期アウトカ ムからのつな がり)									
	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 年度	
成果目標及び 成果実績①-2 (中期アウトカム)			成果実績	件	-	-	-	-	
			目標値	件	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び 目標値の根拠 として用いた 統計・データ名 (出典)/定性的な アウトカムに關 する成果実績									
↓ 成果目標①- 3の設定理由 (長期アウトカ ムへのつなが り)									
	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 8年度	
成果目標及び 成果実績①-3 (長期アウトカム)	採択課題の成果を実用化 に繋げる。	感染症ワクチンの研究開発 について、臨床試験を開始 する課題数	成果実績	件	-	-	1	-	
			目標値	件	-	-	1	5	
			達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び 目標値の根拠 として用いた 統計・データ名 (出典)/定性的な アウトカムに關 する成果実績									
アウトカム設定に ついての説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由								
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない場合の理由								
活動内容② (アクティビティ)	ワクチン開発に革新的技術を取り入れる提案拡大に向けた取組								
↓									
活動目標及び 活動実績② (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	ワクチン開発経験のない異分 野(理学、工学、情報科学等) の研究者からの革新的な研 究提案を促す。	新規モダリティの研究開発 (異分野参入促進型)の公 募件数	活動実績	件	-	-	-	-	-
			当初見込み	件	-	-	-	2	-
↓ 成果目標②- 1の設定理由 (アウトプッ トからのつな がり)	従来の感染症ワクチン開発に医療系以外の異分野からの提案を積極的に取り込むことで、長期的なパンデミック対策に繋がるため、アウトカムとして設定した。								
成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 6年度		

成果目標及び 成果実績②-1 (短期アウトカム)	医療系以外の異分野の研究者からの研究課題提案を促す。	新規モダリティの研究開発(異分野参入促進型)の採択件数	成果実績	件	-	-	-	-
			目標値	件	-	-	-	5
			達成度	%	-	-	-	-
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績								
↓	成果目標②-2の設定理由(短期アウトカムからのつながり)							
成果目標及び 成果実績②-2 (中期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 年度
			成果実績	件	-	-	-	-
			目標値	件	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績								
↓	成果目標②-3の設定理由(長期アウトカムへのつながり)	異分野の研究者からの研究課題提案を実用化に繋げることは医療系学部とそれ以外の学部の連携を強化する上で重要であるため、実用化に向けた取組(非臨床安全性試験以降の研究開発を開始する課題数)をアウトカムとして設定した。						
成果目標及び 成果実績②-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 8年度
	採択課題の成果を実用化に繋げる。	ワクチン開発に資する新規モダリティの研究開発(異分野参入促進型)について、非臨床安全性試験以降の研究開発を開始する課題数	成果実績	件	-	-	-	-
			目標値	件	-	-	-	2
			達成度	%	-	-	-	-
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績								
アウトカム設定についての説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由							
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない場合の理由							
活動内容③ (アクティビティ)	迅速なワクチン開発と実用化を目指した国内外との連携強化							
↓								
活動目標及び 活動実績③ (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込
	国内外関係機関との連携に向けた活動を推進する	関係府省、フラッグシップ拠点長等の関係者からなる「戦略推進会合」の開催数	活動実績	件	-	-	5	-
			当初見込み	件	-	-	5	2
↓	成果目標③-1の設定理由(アウトプットからのつながり)	国内関係機関との連携活動を基礎として、海外関係機関との連携を進める。						
成果目標③-1	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 6年度

成果目標及び 成果実績③-1 (短期アウトカム)	海外関係機関との連携体制の構築	海外関係機関との協力覚書署名等の件数	成果実績	件	-	-	-	-
			目標値	件	-	-	-	2
			達成度	%	-	-	-	-
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績								
↓ 成果目標③-2の設定理由 (短期アウトカムからのつながり)								
	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 年度
	成果実績③-2 (中期アウトカム)	-	成果実績	件	-	-	-	-
			目標値	件	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績								
↓ 成果目標③-3の設定理由 (長期アウトカムへのつながり)	海外機関との協力覚書等をもとに具体的な情報共有、活動を推進する。							
	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 8 年度
	成果実績③-3 (長期アウトカム)	海外関係機関との情報共有、連携の推進	成果実績	件	-	-	-	-
			目標値	件	-	-	-	6
			達成度	%	-	-	-	-
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績								
アウトカム設定についての説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由							
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない場合の理由							
収入・支出等 (単位:百万円)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み		
		前年度末基金残高(a)	-	-	150,400	148,222		
	収入	国からの資金交付額	-	150,400	326	326		
		運用収入	-	-	1	2		
		(うち国費相当額)	(-)	(-)	(-)	(-)		
		〇〇収入	-	-	-	-		
		(うち国費相当額)	(-)	(-)	(-)	(-)		
		その他	-	-	-	-		
		合計(b)	-	150,400	327	328		
	支出	事業費	-	-	2,505	19,244		
		管理費	-	-	-	-		
		(うち基金設置法人の事務費)	(-)	(-)	(-)	(-)		
		(うち基金設置法人の人件費)	(-)	(-)	(-)	(-)		
合計(c)		-	-	2,505	19,244			
	国庫返納額(d)	-	-	-	-			
	当年度末基金残高 (a+b-c-d)	-	150,400	148,222	129,307			
	(うち国費相当額)	(-)	(150,400)	(148,222)	(129,307)			
基金設置法人の 事務人件費 (当該基金からの支出)	事務費	(-)	(-)	(-)	(-)			
	人件費	(-)	(-)	(-)	(-)			

補助等に関する 交付決定実績 (単位:百万円)	(下段:当初見込み)	件:金額	-	:	-								
	3年度実績 (下段:当初見込み)	件:金額	-	:	-								
		件:金額	-	:	-								
	4年度実績 (下段:当初見込み)	件:金額	13	:	21,635			11	:	2,436	13	:	8,518
		件:金額	4	:	13,089								
5年度見込み	件:金額	15	:	29,900						15	:	10,400	
出資実績 (単位:百万円)	実績及び残高	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み				
	新規出資 (下段:当初見込み)	件:金額	-	:	-	-	:	-	-	-			
		件:金額	-	:	-	-	:	-	-	-			
	出資償還	件:金額	-	:	-	-	:	-	-	-			
	出資毀損	件:金額	-	:	-	-	:	-	-	-			
	出資残高	件:金額	-	:	-	-	:	-	-	-			
債務保証実績 (単位:百万円)	実績及び残高	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み				
	新規債務保証 (下段:当初見込み)	件:金額	-	:	-	-	:	-	-	-			
		件:金額	-	:	-	-	:	-	-	-			
	債務保証終了	件:金額	-	:	-	-	:	-	-	-			
	新規代位弁済	件:金額	-	:	-	-	:	-	-	-			
債務保証残高	件:金額	-	:	-	-	:	-	-	-				
貸付実績 (単位:百万円)	実績及び残高	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み				
	新規貸付 (下段:当初見込み)	件:金額	-	:	-	-	:	-	-	-			
		件:金額	-	:	-	-	:	-	-	-			
	貸付回収	件:金額	-	:	-	-	:	-	-	-			
	新規貸倒	件:金額	-	:	-	-	:	-	-	-			
貸付残高	件:金額	-	:	-	-	:	-	-	-				
	令和3年度事業費見込み(a) (令和3年度基金シートより)					令和3年度事業費(b)							
	乖離額(c=a-b)					乖離率(c/a)						0.00%	

執行の乖離の状況 (単位:百万円)	【乖離の理由等】			
	令和4年度事業費見込み(a) (令和4年度基金シートより)	2,190	令和4年度事業費(b)	2,505
	乖離額(c=a-b)	-315	乖離率(c/a)	-14.4%
	【乖離の理由等】 令和4年度中の研究費の執行が当初想定を上回ったため。			
保有割合 (基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合)	1.00	算出根拠 算出根拠に用いた事業見込みの考え方	計算式	保有割合=① 148,222百万円/② 148,222百万円
			各項の内容	①令和4年度末基金残高 ②令和5年度以降に研究開発に要する研究費(公募による採択研究課題に対する研究費)
			計算式	令和5年度以降支出見込み額-研究開発プロジェクト及びその支援に係る経費
			各項の内容	上述の通り
			事業見込みに用いた指標の積算根拠	研究開発プロジェクト及びその支援に係る経費: 148,222百万円
			事業見込みに用いた指標の直近における実績	研究開発プロジェクト及びその支援に係る経費: 8,606百万円(令和5年度支出済み額:8月末時点)
使用見込みの低い基金等の該当の有無と検討結果等	① 事業を終了した基金	無	保有割合が「1」を上回り、左記④で「無」とした場合、その理由	
	② 前回の見直し以降事業実績がない基金 又は直近3年以上実績がない基金	無		
	③ 基金造成時の政策目的がなくなった基金 又は変更になった基金	無		
	④ 保有割合が「1」を大幅に上回っている基金	無		
	⑤ その他使用見込みが低いと判断される基金	無		
	【使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討結果】	-		
	【使用見込みの低い基金等を残置する場合の理由】	-		
基金への拠出時期・額の適切性の点検	【一括交付の場合】 一括交付が必要であった理由	「ワクケン開発・生産体制強化戦略(令和3年6月1日閣議決定)」に基づいた、平時・緊急時を通じて戦略性を持った研究費のファンディング機能の強化を行うためには、多年度にわたる取組を進める必要等があるため、当初の基金拠出額としては、多額の金額が必要となる。		
	【分割交付の場合】 追加時期及び金額を決定する際の考え方	-		
基金事業・基金の造成法人等への調査・検査等の実施状況	国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第27条の3の規定に基づき、毎事業年度、革新的研究開発推進業務の報告書を作成し、内閣総理大臣に報告するとともに、内閣府においても内閣総理大臣の意見を付して国会報告を行うこととなっており、令和4年11月に国会報告を実施。			
基金の設置法人等の適格性の点検	選択方法及び選定理由等	科学技術・イノベーションの創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設けたことから。		
	基金設置法人等の適格性の点検結果	-		

基金所管部局による点検・改善結果									
点検結果	<p>本事業は、重点感染症に対して、感染症有事にいち早く、安全で有効な、国際的に貢献できるワクチンを国内外に届けることを目指して、戦略的なファンディングを行うものである。研究開発の推進に当たっては、事業の効果的な実施及び研究費予算の効率的な執行の観点から、適切に運営する予定である。</p> <p>目標年度(令和9年度)における効果測定に関する評価</p>								
改善の方向性	-								
外部有識者の所見									
<p>目的はシンプル(重点感染症有事に早く、安全で有効なワクチンを国内外に届ける)で、その手段が戦略的ファンディング。であるとすれば、一定期間(数年)実施してみて、そうしたファンディングが有効だったかどうか、事後評価・反省する以外に方法はないと思われる。なお、この種のファンディングにおいて効率的かどうかを問うのは見当違い。効率というのは、目的とその達成すべきもの(数字)が決まっているときにのみ、意味をもつからである。ただ、不適切な資金の使用については監視が必要。</p>									
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見									
引き続き基金の効果的かつ適切な執行に努めるとともに、外部有識者の所見を踏まえ、一定期間後の事後的な検証の実施を検討すること。									
所見を踏まえた改善点									
所見の通り、引き続き、事業の適切な進捗管理、予算の効率的かつ適正な執行(特に外部有識者の所見でも述べられている資金の不適切用途に対する監視)に努めることとする。									
過去に実施した見直しの概要	-								
備考	<p>○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第27条の3第2項の規定に基づく国会への報告状況を内閣府のHPIに掲載。(内閣府HP「特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発等)」に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見」: https://www8.cao.go.jp/iryuu/ms.html)</p>								
資金の流れ (資金の受け取り先が何をやっているかについて補足する) (単位:百万円)	<p>※令和4年度実績を記入。</p> <div style="text-align: center;"> <p>内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省</p> <p>↓</p> <p>健康・医療分野のムーンショット目標の実現に向けた研究開発等を行うための基金を運営するための事業経費及び事務経費を、国立研究開発法人日本医療研究開発機構に補助</p> <p>【補助】 令和4年度 326百万円</p> <p>↓</p> <p>A. 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>【収入】</td> <td>【支出】(契約額)</td> </tr> <tr> <td>補助: 326百万円</td> <td>事業費: 2,505百万円</td> </tr> <tr> <td>運用収入: 2百万円</td> <td>合計: 2,505百万円</td> </tr> <tr> <td>合計: 328百万円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※当該事業に従事する機構内職員の人件費及び物品購入費として69百万円を令和4年度に執行</p> <p>↓</p> <p>【随意契約(公募)(委託研究開発契約)】 ○重点感染症に対する感染症ワクチンの開発 ※上限額: 全研究期間を通じて1提案当たり~50億円程度</p> <p>①重点感染症にも応用可能性が見込める新規モデルの研究開発 ※上限額: 全研究期間を通じて1提案当たり~10億円程度</p> <p>↓</p> <p>B. 研究者、民間事業者等</p> <p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構より委託を受け、研究者、民間事業者等が健康・医療分野におけるムーン</p> </div>	【収入】	【支出】(契約額)	補助: 326百万円	事業費: 2,505百万円	運用収入: 2百万円	合計: 2,505百万円	合計: 328百万円	
【収入】	【支出】(契約額)								
補助: 326百万円	事業費: 2,505百万円								
運用収入: 2百万円	合計: 2,505百万円								
合計: 328百万円									
	A. B.								

費目・使途 （「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	研究費	ワクチン開発に資する革新的な新規モダリティや感染症ワクチンへの応用等研究開発等を実施するため、研究者、民間事業者等に委託するための経費	2,436	研究費	ワクチン開発に資する革新的な新規モダリティや感染症ワクチンへの応用等研究開発等を実施するため、研究者、民間事業者等に委託するための経費	2,436
	事務経費	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業を実施するために必要な基金を運営するための事務経費	69			
	計		2,505	計		2,436

支出先上位10者リスト

A. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)
1	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	9010005023796	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業の実施	326
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

B. 研究者、民間事業者等

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)
1	国立研究開発法人医薬基盤・	9120905002657	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業の実施	887
2	国立大学法人東京大学	5010005007398	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業の実施	552
3	塩野義製薬株式会社	9120001077430	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業の実施	234
4	Crafton Biotechnology株	6180001150300	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業の実施	190
5	国立感染症研究所		ワクチン・新規モダリティ研究開発事業の実施	133
6	VLP Therapeutics Japan	4130003006606	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業の実施	108
7	国立大学法人九州大学	3290005003743	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業の実施	79
8	次世代/ハイテ医薬品製造技術	4140005021437	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業の実施	51
9	国立病院機構名古屋医療セン		ワクチン・新規モダリティ研究開発事業の実施	34
10	KAICO株式会社	9290001081036	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業の実施	26